

コルレス先の管理において、現状、デポコルレスとノンデポコルレスのどちらに該当するかに基づき、見直しの頻度を決めているが、問題はないか



デポコルレスであるか、ノンデポコルレスであるかはコルレス先のリスク評価の基準の1つとなるが、網羅的で精緻な評価を実施するためには、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督スタンス等も勘案してコルレス先のリスク評価を行うことが望まれる。評価結果に従い、見直しの頻度を定めるとともに、高リスクと評価されたコルレス先については、必要に応じてモニタリングし、ML/FTリスク管理態勢の実態を確認するなどリスク低減策を検討する必要がある。

デポコルレス先は自金融機関が預金勘定を置いたコルレス先であるため、当該デポコルレス先がAML/CFT上の行政処分等を受けた場合、自金融機関の外国為替取引業務が大きな影響を受ける可能性がある。そのため、預金勘定を置いていないノンデポコルレス銀行と比較して、デポコルレス先のML/FTリスクは高くなる。

しかし、コルレス先の見直し頻度はより複合的なリスク評価に応じて定めるべきである。網羅的で精緻な評価を実施するためには、所在する国・地域、顧客属性、業務内容、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢、現地当局の監督スタンス等も勘案してコルレス先のリスク評価を行うことが望まれる。AML/CFTガイドラインにおいても、複数の項目によるコルレス先の評価が求められている（Ⅱ－2(4)(i)【対応が求められる事項】①ほか）。

なお、犯収法において、特定事業者は外国所在為替取引業者との間で、為

替取引を継続的にまたは反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、一定の方法により、当該外国所在為替取引業者について犯収法に掲げる事項の確認を行わなければならない（同法9条ほか）とされている。

コルレス先のマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢については、Wolfsbergグループ等が公表し、多くの国際的な金融機関等で利用されている質問票を利用するだけでなく、金融機関等において独自の質問票を策定・利用することで確認する。また、コルレス先がマネロン・テロ資金供与リスクの高い取引を行っていることが判明した場合、コルレス先のリスクが高まったことを示す事象が発生した場合には、リスク評価の見直しを実施することが求められている。

(DTFA)